

木古内町地域水田収益力強化ビジョン

(目標年度：令和 5 年度)

令和 5 年 4 月

木古内町農業再生協議会

令和５年度木古内町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

木古内町の農業は、水稻を基幹作物として、畜産や施設野菜などの組み合わせによる複合経営を中心に振興を図っている。地域の全耕地面積に占める水田の割合は約５５％である。

そのうち水稻の割合が約５５％、飼料作物の割合が約４０％、施設野菜等が約２％となっており担い手への集積が進んでいる。

しかしながら、農業従事者の高齢化や経営転換、リタイアに伴う農家戸数の減少や農地の遊休化が懸念されており、近年では農家個々の経営規模が増加傾向にある。

このことから、農業経営を維持していくため、農地の集約化を図り農作業の効率化を推進するほか、農作業受委託の組織化や農業の法人化といった、労働年齢の延長化と労働力不足への対応なども課題となっている。

また、基盤整備については、平成２８年度から５ヶ年にわたる整備を行ったが、未整備の区域など、さらなる整備を進めていくことが求められる。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

高収益作物の導入については、トマト、ほうれん草、ニラを中心とした施設野菜を中心に、近隣町との共選・共販体制により、高品位の品質を保ち有利販売を図る。

また、露地野菜については、JA 木古内支店女性部が運営する直売所「きこりろ」等による販売を主として生産しており、町内外者に地産地消をＰＲし消費拡大を図る。

今後も低コスト生産技術の普及など生産・出荷体制を整備し、実需者のニーズに応じた生産を推進するため、重点振興作物・地域振興作物を選定し、産地交付金を活用した取り組みを推進し、水田の収益力強化を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

木古内町の農業販売額の約４割を酪農・畜産が占めており、飼料作物の需要が多く飼料作物の維持・確保が重要であるため、今後も良質な飼料作物の生産量を維持しながら、水田利用状況の点検結果を踏まえ畑地化支援の利用や省力的な管理が可能な新たな作物の導入などより効率的な生産体系の検討を進めることで、地域におけるブロックローテーションの体系の構築を目指す。

4 作物ごとの取組方針等

(１) 主食用米

木古内町の基幹作物である水稻については、高品質・良食味栽培の取り組みを基本に、需要動向や消費者、実需者ニーズに対応した生産体制を確立し、「売れる米づくり」を目指す。

(２) 備蓄米

主食用米の需要減少が見込まれる中、水張面積の維持を図るため、ＪＡ、ホクレン等と連携し、可能な範囲内で取り組む。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減少が見込まれる中、水張面積の維持を図るため、ＪＡ、ホクレン等と連携し、可能な範囲内で取り組む。また、産地交付金を有効的に活用した取り組みを推進する。

イ 加工用米

主食用米の需要減少が見込まれる中、水張面積の維持を図るため優先的に取り組む。また、産地交付金を有効的に活用した取り組みを推進し、生産の維持・確保を図るとともに、需要に応じた加工用米の生産を行うため、ＪＡ、ホクレン等とも連携のうえ、従来の加工米飯・酒造用に加え、新たに焼酎用等の低価格帯に取り組んでいく必要がある。

(4) 麦、大豆、飼料作物

木古内町の販売の約４割を占める酪農・畜産については、ブランド牛である「はこだて和牛」のほか、生乳が生産され、木古内町の農業基盤並びに農家経営を支える重要なポストに位置づけられる。

しかしながら、担い手の減少や高齢化が顕著であることから、農作業の効率化や生産コストの低減を図るため、団地化を継続的に取り組み、良質粗飼料の安定生産を推進し、飼料作物の作付けを維持する。

(5) 高収益作物

野菜については、トマト、ほうれん草、ニラを中心とした施設野菜の生産がされており、近隣町との共選・共販体制により、高品位の品質を保ち有利販売を図っている。

また、露地野菜については、ＪＡ木古内支店女性部が運営する直売所「きこりろ」等による販売を主として生産しており、町内外者に地産地消をＰＲし消費拡大を図っている。今後も安定した出荷体制を整備し、実需者のニーズに応じた生産を推進するため、産地交付金を活用した取り組みを推進し、生産の維持・確保を図る。

このことから、下記作物を地域振興作物として位置づけ、作物生産の維持・確保を図る。

トマト、ほうれん草、ニラ、こねぎ、みつば、なす、長ネギ、かぼちゃ、ピーマン、にんにく、人参、キャベツ、白菜、だいこん、馬鈴しょ（生食用）、ブロッコリー

５ 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の 作付予定面積等		令和５年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作
主食用米	240.1		238.1		238.1
備蓄米	31.7		0.0		0.0
飼料用米	4.3		4.3		4.3
米粉用米	0.0		0.0		0.0
新市場開拓用米	0.0		0.0		0.0
WCS用稲	0.0		6.2		6.2
加工用米	17.2		19.6		19.6
麦	0.0		0.0		0.0
大豆	0.0		0.0		0.0
飼料作物	221.5		215.3		225.0
・子実用とうもろこし	8.2		9.3		9.3
そば	0.0		0.0		0.0
なたね	0.0		0.0		0.0
地力増進作物	0.0		0.0		0.0
高収益作物	6.4		7.1		7.2
・野菜	6.4		7.1		7.2
・花き・花木	0.0		0.0		0.0
・果樹	0.0		0.0		0.0
・その他の高収益作物	0.0		0.0		0.0
その他	0.0		0.0		0.0
・〇〇	0.0		0.0		0.0
畑地化	0.0		137.6		137.6

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）		目標値	
1	飼料作物 （飼料用米含）	団地加算①	作付面積 飼料作物作業時間	（R4年度）	215.3ha	（R5年度）	225ha
				（R4年度）	12.5h	（R5年度）	12.0h
2	飼料作物 （飼料用米含）	団地加算②	作付面積 飼料作物作業時間	（R4年度）	215.3ha	（R5年度）	225ha
				（R4年度）	12.7h	（R5年度）	12.1h
3	飼料作物 （飼料用米含）	団地加算③	作付面積 飼料作物作業時間	（R4年度）	215.3ha	（R5年度）	225ha
				（R4年度）	14.4h	（R5年度）	14.0h
4	飼料作物 （飼料用米含）	団地加算④	作付面積 飼料作物作業時間	（R4年度）	215.3ha	（R5年度）	225ha
				（R4年度）	14.7h	（R5年度）	14.0h
5	飼料作物 （飼料用米含）	団地加算⑤	作付面積 飼料作物作業時間	（R4年度）	215.3ha	（R5年度）	225ha
				（R4年度）	15.2h	（R5年度）	14.6h
6	飼料作物 （飼料用米含）	団地加算⑥	作付面積 飼料作物作業時間	（R4年度）	215.3ha	（R5年度）	225ha
				（R4年度）	15.8h	（R5年度）	15.3h
7	地域振興作物	地域振興作物助成	作付面積	（R4年度）	23,079㎡	（R5年度）	24,000㎡
8	トマト、ニラ、 ほうれん草	重点振興作物助成	作付面積	（R4年度）	47,598㎡	（R5年度）	47,950㎡
9	飼料作物	飼料作物助成	作付面積 収量	（R4年度）	215.3ha	（R5年度）	221ha
				（R4年度）	2,357kg	（R5年度）	3,761kg
10	飼料作物	耕畜連携助成 （水田放牧）	作付面積 取組面積	（R4年度）	215.3ha	（R5年度）	221ha
				（R4年度）	128,384㎡	（R5年度）	140,000㎡
11	飼料作物	耕畜連携助成 （資源循環）	作付面積 取組面積	（R4年度）	215.3ha	（R5年度）	221ha
				（R4年度）	49,222㎡	（R5年度）	60,000㎡

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	団地加算①	1	17,306	飼料作物(飼料用米含む。)	飼料作物生産割合100%かつ団地化率95%以上
2	団地加算②	1	14,691	飼料作物(飼料用米含む。)	飼料作物生産割合100%かつ団地化率75%以上95%未満
3	団地加算③	1	14,614	飼料作物(飼料用米含む。)	飼料作物生産割合75%以上99%以下かつ団地化率75%以上
4	団地加算④	1	8,615	飼料作物(飼料用米含む。)	飼料作物生産割合65%以上75%未満かつ団地化率75%以上
5	団地加算⑤	1	5,923	飼料作物(飼料用米含む。)	飼料作物生産割合45%以上65%未満かつ団地化率85%以上
6	団地加算⑥	1	846	飼料作物(飼料用米含む。)	飼料作物生産割合45%以上65%未満かつ団地化率75%以上85%未満
7	地域振興作物助成	1	9,384	こねぎ、みつば、なす、長ネギ、かぼちゃ、ピーマン、にんにく、人参、キャベツ、白菜、だいこん、馬鈴しょ(生食用)、プロッコリー【基幹作物】	対象作物を作付けし、販売目的で生産した農業者
8	重点振興作物助成	1	39,997	トマト、ニラ、ほうれん草	対象作物を作付けし、販売目的で生産した農業者
9	飼料作物助成	1	1,538	飼料作物(WCS用稲、飼料用米を除く)	助成対象作物を作付けし、取組要件のうち2つ以上の取組を行った者 ○取組要件 次の取組みのうち、2つ以上取り組むこと ①除草剤の散布 ②適正な肥培管理に基づく適期収穫(※品種によるが概ね5月中旬から6月下旬まで) ③土壌診断結果や指針に基づく適正な施肥(窒素(N)を基準に、マメ科率に応じて4つの区分で判断) ④心土破砕や溝きり等の適切な排水対策(春、秋のどちらかに行うこと) ⑤草地更新の実施 ⑥堆肥の散布
10	耕畜連携助成(水田放牧)	3	9,999	飼料作物(WCS用稲、飼料用米を除く)	助成対象の取組を全て行った者 その他の要件:利用供給協定に基づき実施する飼料作物の作付水田における牛の放牧の取組であり、次に掲げる全てを満たしている必要がある。 ①当該年度における放牧の取組であること。 ②1haあたりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること。なお、成牛換算においては、育成牛2頭あたり成牛1頭とする。 ③対象牛は、おおむね24ヶ月齢以上の成牛又は8ヶ月齢以上の育成牛であること。 ④地域における適正な放牧密度により放牧が実施されるものであり、かつ、1haあたり延べ放牧頭数が180頭/日以上であること。
11	耕畜連携助成(資源循環)	3	9,999	飼料作物(WCS用稲、飼料用米を除く)	助成対象の取組を行い、利用供給協定に基づき実施する、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を粗飼料作物を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組である事項を全て満たしている者 その他の要件:利用供給協定に基づき実施する、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を粗飼料作物を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組であって、次に掲げる事項の全てを満たしている必要がある。 ①当該年度における堆肥の散布の取組であること。 ②散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。 ③堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(粗飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除く。)であること。 ④同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。 ⑤堆肥の散布量が10a当たりで2t以上又は4㎡以上であること。 (注)自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥が不足する場合には、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とします。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。